

日本・ウルグアイ共同声明
次の100年に向けた日本とウルグアイとの間の
二国間関係強化のための措置

2022年10月28日、岸田文雄日本国内閣総理大臣は、実務訪問賓客として訪日中のルイス・ラカジェ・ポウ・ウルグアイ東方共和国大統領と首脳会談を行った。

両首脳は、ウルグアイへの日本人の移住者とその子孫である日系人によって築かれた、両国間の100年以上にわたる友好関係を祝した。両首脳はまた、昨年の日・ウルグアイ外交関係樹立100周年の機会に、幅広い記念事業が実施されたことを歓迎した。

外交関係の新たな100年の幕開けに当たって、両首脳は、以下の分野における協力を通じて二国間関係を強化することを決定した。

自由で開かれた国際秩序の実現

1 両首脳は、両国が、自由、民主主義、法の支配といった基本的な価値及び原則を共有しており、国連憲章にうたう目的及び原則に従って、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化する上で重要なパートナーであることを再確認した。両首脳は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の実現に向けて協力することの重要性を再確認した。岸田総理大臣は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日本の強固なコミットメントを改めて表明し、ラカジェ・ポウ大統領はこの点における日本の取組を完全に認知した。

2 ロシアによるウクライナ侵略は、明白な国際法違反であり、特に国連憲章の重大な違反であり、その影響は欧州にとどまらず、アジアや中南米にも及ぶ。両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略への断固たる非難を改めて表明し、ロシアの即時撤退を要求した。両首脳は、ロシアによるウクライナの地域の違法な「併合」や、一般市民の殺害を含む、ロシアによる非人道的な行為を強く非難した。さらに両首脳は、核のレトリックを含む、ロシアによる他の緊張を高める措置を非難した。両首脳は、ウクライナの主権及び領土一体性に対する一貫した支持と、ウクライナ国民を支援する意思を確認した。さらに、両首脳は、全ての国に対し、ロシアによる侵略と力による領土獲得の試みを断固として非難し、ロシアによる違法な「併合」を認めないよう求めた。また、両首脳は、全ての国に対し、ロ

シアがウクライナ侵略を継続することを可能にするいかなる軍事的又は財政的支援もロシアに提供しないよう求めた。

持続可能な経済発展

3 両首脳は、南アメリカのビジネス及び物流のハブ並びにメルコスールの加盟国としてのウルグアイのポテンシャルを認識し、日本とウルグアイの二国間の貿易及び投資に更なる拡大の余地が依然として大きいこと、並びに、両国が協働し続けることを認識した。両首脳は、外交関係100周年を記念するに当たり、JETRO及びウルグアイ外務省によって催される貿易・投資促進事業など、経済関係を強化しビジネス間の交流を促進する双方の努力を歓迎した。

4 両首脳は、経済関係強化のための二国間の法的枠組みである租税条約及び税関相互支援協定に関する進展を歓迎した。

5 両首脳は、ウルグアイ経済と日本経済との間の補完性を認識した。両首脳は、工業製品及び農業製品の二国間貿易の重要性を認識しつつ、これらの貿易を活性化し、強化するための様々な戦略を探求し続けることを決定した。これに関し、両首脳は、未解決の衛生案件に関する着実な進展を歓迎し、近い将来における成功裏の完了の後に行われる発表に対する期待を表明した。

6 両首脳は、「経済と環境の好循環」を生み出す重要性に関する見解を共有した。両首脳は、2050年までのネットゼロ実現を目指し、クリーンエネルギー及び脱炭素技術に関するイノベーションを促進することを決定した。

7 両首脳は、電力供給のおよそ96%を再生可能エネルギーが占めているウルグアイによる進展を認識しつつ、水素エネルギーの促進に関する技術協力を含む、この分野における関連機関の間の協力強化を歓迎した。両首脳は、また、国際協力銀行（JBIC）とウルグアイ経済財務省との間で、ウルグアイにおける水素燃料資源及びその他の環境保全技術に関する相互協力強化のための協力覚書の署名が行われたことを強調した。

8 ルイス・ラカジェ・ポウ大統領は、気候と生物多様性に関する野心的な水準を維持することへのウルグアイのコミットメントを強調した。このような観点から、同大統領は、債券発行による資金調達を環境目標と関連付ける持続可能性に関連付けたソブリン債（SSLB）の枠組みの立ち上げに言及した。

9 両首脳は、ウルグアイ政府が10年ぶりにサムライ債を成功裏に発行し、J B I Cがその一部を購入したことを歓迎し、両国のビジネスがグリーン水素などの脱炭素分野において更に活性化されることへの期待を共有した。

10 両首脳は、情報・通信技術が新たな機会と課題をもたらすこと、また同時に、重要技術の促進と保全を強化するために、技術が悪意ある活動のために誤用又は悪用されることを防ぐ上で連携を強化する必要があることを強調した。

11 両首脳は、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を促進する重要性について見解を共有した。両首脳は、開かれた、安全で、安定し、アクセス可能かつ平和なICT環境が、特に5Gネットワークにおいて、全ての人にとって必要不可欠であり、国際的な平和及び安全に対するリスクを低減させるために国家間での実効的な協力を必要としていることを認識し、民主的価値と人権の尊重によって導かれた相互信頼及び相互信用に基づくこのようなICT環境を促進することへのコミットメントを確認した。

12 両首脳は、電気通信サプライヤーの多様化、及び、安全で、開かれた、透明性のある電気通信ネットワークの配備の進展の重要性を確認し、両国が、オープンな無線アクセスネットワーク（オープンRAN）を含む、安全な5Gネットワークの進展、及び、開かれた相互運用可能な技術などの分野において、この目標のために取り組むことを表明した。

13 両首脳は、経済安全保障を含む、持続可能で強靱な経済発展に向けた分野横断的な協力を強化するため、関係省庁及び機関を集めた日本・ウルグアイ合同委員会を立ち上げ、可能な限り早期に第一回会合を開催するとの決定を歓迎した。

14 ラカジェ・ポウ大統領は、ウルグアイ国民及び政府を代表して、日本政府による経済協力に対して感謝の意を表した。岸田総理大臣は、持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に貢献するため、移行段階にある国としてのウルグアイの取組に対して、様々な手段を通じた支援を継続する日本の意図を表明した。

15 岸田総理大臣は、人類の健康、食料、農業、環境、気候変動、エネルギー、ジェンダー平等及び防災などの共通の課題に対する解決策を模索し、人類社会の将来のビジョンを促進する2025年大阪・関西万博へのウルグアイの参加

を歓迎した。万博はまた、世界に対しウルグアイを披露する素晴らしい機会を提供する。

人的交流の再活性化

16 両首脳は、二国間の更なる相互理解を促進し、政治的協力と政策協調を強化する、ハイレベル対話を含む、二国間の会合を継続する重要性を再確認した。

17 両首脳は、ラカジェ・ポウ大統領の訪問中に、ワーキング・ホリデー制度に関する口上書が交換されたことを歓迎し、同制度が両国の青少年間の交流と相互理解を促進し、同国間の友好親善関係を更に強化することへの期待を表明した。

18 両首脳は、新型コロナウイルスのパンデミックの中でのオンラインツールの利便性を認識しつつも、人的交流が引き続き重要であるとの見解を共有し、スポーツ交流並びに大学間交流、日本政府奨学金及び日本語教育を含む文化・教育交流といった幅広い分野における二国間の人的交流を促進することを決定した。

国際場裡における協力

19 両首脳は、両国が新型コロナウイルスのパンデミックにより引き起こされた国際保健危機への対応から、社会の正常化及び経済の再生へと焦点を移しつつあることを確認し、ポストコロナ時代を見据えた協力強化の必要性を認識した。

20 両首脳は、国際協力が新型コロナウイルス収束の上で不可欠であるとの見解を共有した。ラカジェ・ポウ大統領は、「4県の保健医療センター増改築及び医療機材整備計画」における日本の支援に感謝の意を表した。両首脳は、新型コロナウイルスとの闘いにおいて引き続き協力する意図を表明した。

21 両首脳は、国連及び世界貿易機関（WTO）を含む、幅広い国際場裡における協力を強化していくことを確認した。

22 両首脳は、国連憲章及び法の支配に基づく多国間主義への支持を再確認した。両首脳は、早期の安保理改革を含め、国連全体の機能強化のため、共に取り組む決意を強調した。岸田総理大臣は、改革された安保理における日本の常任理事国入りに対するウルグアイの支持への感謝の意を表明した。

23 両首脳はまた、「PKOのための行動」及び「PKOのための行動プラス」において表明されている、国連による平和維持の取組への支持を再確認した。両首脳は、国連平和維持活動の分野における協力の可能性について議論し、これらの機会を探求する意思を共有した。

24 両首脳は、人類共通の課題である気候変動対策の重要性を確認し、2050年までのネットゼロ、また、世界の脱炭素化に向けて協働することを決定した。

25 両首脳は、債務の持続可能性、透明性等の国際的なルール及びスタンダードを遵守した開発金融の重要性を確認した。

26 両首脳は、WTOを中核とする、開かれた、自由、公正、衡平、持続可能、無差別かつ包摂的なルールに基づく多角的貿易体制の重要な役割を確認し、完全なかつよく機能する紛争解決制度を含め、WTOが適切に機能することを確保するために、WTO改革に取り組む必要性を認識した。両首脳はまた、多角的貿易体制における自由で公正な貿易及びルールに基づく国際経済秩序を損なう経済的威圧に対する懸念を共有した。

27 両首脳は、国際法、特に、紛争の平和的手段による解決の義務に係る規定がある国連海洋法条約（UNCLOS）を尊重し、航行及び上空飛行の自由を維持することの決定的な重要性を再確認した。両首脳は、緊張を増大させる力又は威圧によるいかなる一方的な現状変更の試みに強く反対した。この観点から、岸田総理大臣は、東シナ海及び南シナ海の状況について深刻な懸念を表明した。

28 両首脳は、全ての大量破壊兵器、全ての射程の弾道ミサイル及び関連の計画の、完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄の実現に対するコミットメントを改めて表明しつつ、北朝鮮による、進行中の核兵器及び弾道ミサイルの開発を非難した。両首脳は、北朝鮮に対し、関連する国連安保理決議の下での義務を遵守することを求めるとともに、国際社会による国連安保理決議の完全な履行の重要性を強調した。両首脳は、北朝鮮における人権状況に対する深刻な懸念を表明した。また、両首脳は、北朝鮮に対し、日本人拉致問題を即時解決することを求めた。

29 両首脳は、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石としての核兵器不拡散条約（NPT）の体制を維持・強化するとともに、包括的核実験禁止条約（CTBT）

の早期発効などの実効的な核軍縮措置を引き続き追求するため、両国が緊密に連携することを再確認した。両首脳は、40年にわたる世界の核兵器の減少の流れを維持しなければならず、逆行させてはならないことを強調した。これに関して、両首脳は、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期の交渉開始を求めた。